

仕 様 書

下記の広告事業において、市の広告媒体に掲出する広告を取り扱う事業者（広告代理店）を募集します。

●事業の名称 帯広市庁舎テレビモニター広告及び交付番号表示機設置事業

●施設概要等

施設名称 及び所在地	帯広市役所本庁舎 帯広市西5条南7丁目1番地
開庁日 及び時間	平日： 8時45分～19時00分 土日祝日：10時00分～17時00分 ※12月29日～1月3日を除く
利用者及び 職員数	一日当たりの利用者数：約1,000人、職員数：約900人

●募集内容

募集設備	テレビモニター広告、交付番号表示機
掲出場所 の特 徴	1階の待合ロビーと市民ホール、11階展望ホールは多くの市民が届出や相談、休憩、食事に訪れる場所で、待ち時間や滞在時間にテレビモニターによる動画広告を視聴することから、高い広告効果が期待できます。
契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで ただし、契約期間満了の3か月前までに、双方から特段の意思表示がない場合、同一内容、同一条件で1年間更新することができる。なお、更新については、最長で平成34年3月31日までとする。
広告掲出期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで ただし、契約期間満了の3か月前までに、双方から特段の意思表示がない場合、同一内容、同一条件で1年間更新することができる。なお、更新については、最長で平成34年3月31日までとする。
設置条件	○設置・維持管理・撤去に係る費用は事業者の負担で行うこと。 ○テレビモニターは薄型で場所をとらないものとする。 ○設備の状態を良好に保つため、定期的な巡回をすること。 ○設置については、庁舎に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に関する防止策を十分に行うこと。 ○帯広市広告掲載要綱、同基準及び帯広市庁舎広告掲出要領に基づいた広告であること。
仕 様	<p>【テレビモニター広告】 テレビモニター設置による動画広告及び行政情報の放映を行うもの。</p> <p>○広告掲出場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階2ヶ所（待合ロビー、市民ホール）、11階1ヶ所（食堂） <p>○テレビモニターの設置場所及び大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階待合ロビー 50型 ・1階市民ホール 32型 ・11階食堂（壁掛け） 42型 <p>○放映時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8時45分～17時30分（土、日、祝日、12月29日～1月3日を除く） ・モニターはタイマーで日付、曜日、時間単位で管理できるものとし、電源は待機状態ではなく主電源からオン・オフできるものとする。 <p>○放映内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告及び行政情報

	<ul style="list-style-type: none"> ・放映時間のうち行政情報を全体の1/4以上とする。 ・事業者側で、広告と行政情報を放映できる状態にする。 ・全テレビモニターにおいて、同時・同一の内容とする。 ・行政情報は市から提供する情報をもとに、放映画像等の作成をするともに、音声案内を付加し視覚障害者、編集後は必ず市のチェックを受けてから放映するものとする。 <p>○放映音量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声は業務に支障が無い音量とし、市で音量調節が行えるものとする。 <p>○ 放映回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回転数等は協議の上、決定します。 <p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲出期間中に市庁舎のレイアウト変更等を行った場合、協議により移動、中止することがある。 <p>【交付番号表示機】 市庁舎1階戸籍住民課の窓口業務に供するもの。</p> <p>○テレビモニターの設置場所及び大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階待合ロビー 50型 <p>○操作及び機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型プラズマディスプレイ表示とし、最大3桁、20窓自動表示機能を有し、表示面の色選択が可能なものとする。 ・大型ディスプレイを操作するための端末を備えること。 ・ディスプレイの上下段にメッセージ表示が可能なもの。 ・呼び出し操作が容易（バーコードの読み込み等）なもの。 ・番号表示機は高齢者や色覚に障害がある方でも見やすいものとし、利用者を音声で呼び出す機能を持つもの。 ・別途肉声による呼び出しができるよう、マイク設備を付加すること。 ・故障が発生した場合、本市からの指示に従い、保守員の現地対応により速やかに正常な状態に回復させること。
広告掲出関係規定等	帯広市広告掲載要綱 帯広市広告掲載基準 帯広市庁舎広告掲出要領 帯広市庁舎広告掲出実施細目
申込期間	平成29年1月27日（金）～2月10日（金）の8時45分～17時30分
提案書受付期間	平成29年2月13日（月）～2月17日（金）の8時45分～17時30分
申込対象	<ul style="list-style-type: none"> ・帯広市の競争入札参加資格登録業者で、北海道内に本店・支店・営業所等を有する広告掲出事業を営むもの（「広告代理店」という。）であること。 ・2ヵ年以内に当該広告事業又は同等の広告事業の実績を有するもの。 ※なお、交付番号表示機設置の実績は含めない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・モニター広告及び交付番号表示機の設置に関する経費は、すべて事業者（広告代理店）の負担によるものとします。 ・広告の放映をしようとする時は、総務部総務課に内容の確認を行ってください。このとき、必要に応じて、修正等の指示をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・広告の内容等に疑義が生じた場合は、総務部総務課と十分に協議してください。 ・広告料及び行政財産使用料は納入通知書により請求しますので、請求日から30日以内に納入してください。 ・広告掲出期間中における広告物の維持管理、掲出期間終了時における広告物の撤去等については事業者（広告代理店）の責任において行っていただきます。
問合せ先	帯広市総務部総務課庶務係 担当：小野 電 話：0155-65-4100（直通） ファックス：0155-23-0151

